

令和 8 年 4 月

3 年生の保護者の皆様

大阪府教育委員会

「令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針について」のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市におきまして、調査書に記載する評定は、令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針に基づき、中学生チャレンジテスト（3 年生）を活用し、確認することといたします。

つきましては、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針より抜粋

- 1 各中学校及び義務教育学校後期課程における評定は、全学年において、大阪府教育委員会の決定した府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行うものとする。
- 2 中学校及び義務教育学校後期課程における第 3 学年の生徒の評定については、1 に加えて、府内統一テストの結果から、個々の生徒の評定が教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認する。
なお、一定の評定（「5」、「4 以上」、「3 以上」）の水準については、大阪府教育委員会が示す府全体の「評定分布」をもとに算出したうえで、別途通知する。
- 3 評定は、現行の学習指導要領が示す「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点において観点別学習状況の評価の結果を総括するものとする。